

札幌大学学芸員の資格取得に関する規程

平成9年4月1日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌大学学則（以下「学則」という。）第59条第2項の規定に基づき、学芸員の資格取得及び学芸員の資格を得させるための授業科目（以下「学芸員に関する科目」という。）に関し必要な事項を定める。

(受講資格)

第2条 学芸員に関する科目を受講できる者は、本学学生並びに学則に基づき許可された委託学生、特別科目等履修生及び科目等履修生とする。

(受講の手続)

第3条 学芸員に関する科目を受講しようとする者は、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める学芸員科目受講料を納付し、所定の手続をしなければならない。

2 前項の納付金のほか、必要な費用について徴収することがある。

第4条 削除

(開設授業科目)

第5条 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に基づき本学において開設する学芸員に関する授業科目は、別表第1のとおりとする。

2 前項の授業科目の年次配当、履修方法については、学則において定める。

(取得科目及び単位数)

第6条 学芸員の資格を取得しようとする者は、学則別表第1—2に定める学芸員に関する科目を履修しその単位を修得しなければならない。

(成績評価及び単位認定)

第7条 前条により履修した授業科目については、定期の試験等により学業成績を評価し、これに合格した授業科目については、所定の単位を与える。

2 前項により単位を認定した授業科目について、当該受講者の請求により単位修得証明書を交付する。

3 授業科目的試験、学業成績の評価、単位の認定は、学則に基づき取り扱いする。

(修了証書の授与)

第8条 本学において学芸員の資格取得に必要な科目を修め所定の単位を取得した者には、本学学長が別記様式第1号による修了証書を授与する。

2 前項の修了証書は、卒業又は修了のときに授与する。

(所管)

第9条 この規程に関する事務の所管は、学務部教務課とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 学芸員に関する授業科目

(平成24年度入学生に適用)

博物館法施行規則第1条関係	本学において開設する授業科目
生涯学習概論	生涯学習概論 2単位
博物館概論	博物館概論 2単位
博物館経営論	博物館経営論 2単位
博物館資料論	博物館資料論 2単位
博物館資料保存論	博物館資料保存論 2単位
博物館展示論	博物館展示論 2単位
博物館教育論	博物館教育論 2単位
博物館情報・メディア論	博物館情報・メディア論 2単位
博物館実習	博物館実習 3単位
取得要件	取得要件 計19単位
	計19単位